

会計と税務の距離 (会計基準・税務基準)

先月下旬、中小企業の新しい役員制度「会計参与」を導入した企業が300社前後に上ったことが報じられた。300社！この数が多いのか、あるいは少ないのかにわかに判断できないが、少なくともこの300社は、5月の会社法施行前から導入を検討し準備していたに相違ない。

とかく信用性に劣ると言われる中小企業の決算書の客観性、透明性を高めることを目的としたこの制度は、導入サイドである中小企業の無関心、そして参与資格を持つ側（税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人）の慎重姿勢等から、普及には相当の時間を要すると見ていたが、早々の300社導入を見ると、案外そうではないかもしれないと思った。導入が、取引銀行だけでなく、仕入先や販売先への信用力を高める働きをすれば、普及は速くなるかもしれない。

しかし一方、中小企業にとって「会計参与」導入は厳しい側面を持っている。導入費用が年間数百万円に達するという費用面の負担だけでなく、決算書作成の会計処理が、昨年8月公表された「中小企業の会計に関する指針」（以下、会計指針）に沿って行われた場合、今までB/S内部に隠されていた実態的なマイナスが表面化する可能性が高いからだ。

会計参与の導入を検討する、しないに拘わらず、社長はこの「会計指針」の基本的考え方を理解しておく必要がある。

これを理解するには、先ず「税務と会計の関係」を規定している法人税法の考え方（「確定決算主義」と呼ぶらしい）を知っておく必要がある。法人税法では、課税所得計算の前提となる法人の費用・収益の額は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算される、法人は税務署長に対し、「確定した決算」に基づいた申告書を提出する、と規定されている。つまり、法人税額を決める課税所得は、公正妥当に会計処理された「当期利益」に、税法の規定に従った加算・減算等を行って決定されるのである。その加算・減算を行うのが税務申告書別表4の「所得の金額の計算に関する明細書」である。

一般に、税法で規定された別表4による加算・減算処理を出来るだけ少なくするため、会計処理

そのものを税務に合致させるよう決算書が作られてきた。それはそれなりの合理性を持ってきたが、しかし、会計と税務との距離がドンドン拡大する時代に入って、決算書は会計基準に従って作成し、税額は別表で税法の規定に従って計算するという本来の形に戻るべきだという考え方が主流となってきた（と私は理解している）。でないと、決算書の信頼性が高まらないのだ。

手元にある「会計指針」を見ると、法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合として、税法で定める処理に拠った結果が経済実態を概ね適正に表している、会計基準は存在するものの、税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がない、の2点を挙げ、会計指針では税法基準は限定的に適用すべきだとしている。

分かり易いゴルフ会員権で説明すると、会計基準では「時価がありその時価が著しく下落した場合減損処理を行う」とされている。取得価格が1,000万円、時価が100万円の会員権を持っていたとすると、その企業は差額900万円を減損処理しなければならない。当然乍ら、B/Sの固定資産は900万円減少し、P/Lでは損失が900万円増加する。一方、税法基準では取得原価だから減損処理は発生しない（この差を別表4で調整する）。

今まで、税法基準でやってきた中小企業が会計基準に移行するとこうした問題があちこちで発生する。

「会計指針」を読むと、ゴルフ会員権のような事例がたくさん出てくる。貸倒損失・貸倒引当金、有価証券、ゴルフ会員権が含まれる固定資産、賞与引当金、退職給与引当金等がその主なものだが、これらを会計基準に従って処理した場合、B/S上、P/L上新たに発生する損失（会計上）はどの位になるのか、おそらく多くの社長は把握していないと思われる。

今から6年前、ある会社は山のように保有していたゴルフ会員権を一挙に減損処理した。その結果、会計上の利益は激減した。勿論、申告所得は変わらず税負担が減る訳ではなかったが、経営の選択としてそうした。その決算書を見た銀行は減損処理を賞賛した。収益力が高かったから出来た芸当とも云えるが、すべからく社長は税務と会計の違いを知っておきたい。それは会計参与導入以前の話と思うのだ。